2020 年 12 月 24 日
日　本　銀　行

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正等の実施日について

日本銀行は、本年１２月１７・１８日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（以下「基本要領」）および「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（以下「系統特則」）の一部改正等を決定しました(注)。このうち、基本要領８．および系統特則２．にかかる一部改正の実施日を、本年１２月２８日とすることとしましたので、お知らせします。

（注）詳細については、本ホームページに掲載されている 2020 年 12 月 18 日付の「「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正等について」をご参照ください。

以　上

＜本件照会先＞

金 融 市 場 局　　中嶋（03-3277-1234）
小坂田（03-3277-1272）